

港区立上下水道施設上部利用公園条例新旧対照表(第二条関係)

改正案

現行

(前略)

別表(第九条関係)

公園の占用料

種別	単位	金額
公衆電話所	一箇所 一月	三千五百四十六円
写真撮影のための常時占用	撮影機一台 一月	二万八千三百二十円
写真撮影のための臨時的な占用	一回(二時間以内)	四万四千二百五十円
その他の占用	一平方メートル 一日	百十八円

付記(略)

付則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(前略)

別表(第九条関係)

公園の占用料

種別	単位	金額
公衆電話所	一箇所 一月	二千八百五十七円
写真撮影のための常時占用	撮影機一台 一月	二万二千八百円
写真撮影のための臨時的な占用	一回(二時間以内)	三万五千六百二十五円
その他の占用	一平方メートル 一日	九十五円

付記(略)

(港区道路占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2| 第一条の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例の施行前に、既に同条の規定による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

3| 第一条の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における占用料の額は、付則別表第一に定めるところにより算出した額とする。

(港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部改正に伴う経過措置)

4| 第二条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条例の施行前に、既に同条の規定による改正前の港区立上下水道施設上部利用公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

5| 第二条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条例第九条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に公園を占用する者からは、付則別表第二の範囲内において区規則で定める占用料を徴収するものとする。

付則別表第一 (別紙のとおり)

付則別表第二 (別紙のとおり)

付則別表第二（付則第五項関係）

種 別	単 位	金 額
公衆電話所	一箇所 一月	三千四百二十八円
写真撮影のための常時 占用	撮影機一台 一月	二万七千三百六十円
写真撮影のための臨時 的な占用	一回（一時間以内）	四万二千七百五十円
その他の占用	一平方メートル 一日	百十四円

付記

- 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。
- 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。